

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第3回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会		
事務局 (担当課)		高齢・障害者福祉課 電話042-707-7055 (直通)		
開催日時		令和8年2月12日(木) 午後1時30分～午後2時30分		
開催場所		相模原市立あじさい会館6階 展示室		
出席者	委員	7人(別紙のとおり)		
	その他	6人(オブザーバー1人、市関係課職員5人)		
	事務局	9人(市:高齢・障害者福祉課長、他4人 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会:さがみはら成年後見・あんしんセンター所長、他3人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		<p>議事</p> <p>1 令和7年度市民後見人養成・支援事業の取組状況について</p> <p>2 相模原市親族後見人等サポート事業案について</p> <p>3 その他</p>		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

1 令和7年度成年後見人等における苦情解決の方策について

事務局（成年後見・あんしんセンター）から資料1に基づき説明を行った。

（玉手委員）

今年度、市民後見人が新規受任した3名について、高齢者・障害者の内訳を教えてください。

（事務局 成年後見・あんしんセンター）

3名とも高齢者である。

（加瀬委員）

受任調整会議も今年度3件とのことだが、地域包括支援センターからの事案か、それとも市の高齢・障害者相談課からの事案か。

（事務局 成年後見・あんしんセンター）

3件とも市の高齢・障害者相談課からの事案である。

（渋谷副会長）

市民後見人養成講座の受講者13名のうち修了者が11名とのことだが、2名が修了とならなかった理由は。

（事務局 成年後見・あんしんセンター）

1名は基礎研修の段階で点数が不足し実践研修を前に不合格となった。もう1名は実践研修も受講し修了見込だったが家庭の事情で辞退となった。

（安永会長）

市民後見人の育成について低調という印象を受ける。これから後見人の担い手が不足していく中でどう対応していくか考えると、裁判所と弁護士で行っている協議会でも話が出たが、専門士業から社会福祉協議会にアプローチして市民後見人に案件を繋げていくのが現実的ではないかと思っている。同業の弁護士からも相談を受けることがある。周知が足りていないと感じているのでチラシを作るなどして各士業に周知し、落ち着いている事案を市民後見人に上手く移行していく形が良いのではと考えている。これについて各士業の方々にも意見を伺いたい。

（渋谷副会長）

司法書士としては持っている案件を直接市民後見人に移行した話は聞いたことがない。県内では横須賀市が市民後見人の活用に積極的である。専門士業の数が少なく受けきれない為と聞いている。横須賀市では司法書士と市民後見人が一緒に受ける複数受任、または司法書士から市民後見人に移行するリレー受任が検討されている。どちらの方が良いかは悩ましいが、一緒に受任して、落ち着いた後に士業が離脱する想定の話の方が多い。落ち着いた事案といってもまた何かあるかもしれないので、始めは一緒にやっていく方がいいと思う。

(池田委員)

行政書士の中でも私が所属する会の中では市民後見人に案件を直接繋いだ話は聞いたことがない。後見人等を必要とする方で財産状況が厳しい方や、求められていることが施設入所手続・財産管理くらいの比較的落ち着いた方であれば、市民後見人の存在を案内するようにしている。

(小野澤委員)

社会福祉士としても高齢化社会で手に負えないほどの需要があることが課題となっている。川崎市では実験的に数名を社会福祉士から市民後見人にリレー受任して上手くいっている実績があるので、県内全域でも同じような取り組みを開始できないかと検討している。複数受任から始めて途中で社会福祉士が離脱する形も模索していく必要があると思っている。

(原田委員)

東京税理士会相模原支部では後見活動に向けた動きが有志の中で広がってきてはいるが、まだ市民後見人に繋げていこうという動きはない。

(安永会長)

各士業の方々に話を伺ったが、市民後見人の要件が専門士業の間で意外と知られていないと思う。市民後見人という受け皿が整っているということがわかる資料を啓発の為に作成し、各士業で共通して持っていた方が良いと思う。共通認識を持った上で、各士業から市民後見人活用の需要を掘り起こしていくのが良いのではないか。

(池田委員)

ちなみに市民後見人を活用したいという相談は来ているのか。相談はあっても制度上受けられないということがあるのか。

(事務局 成年後見・あんしんセンター)

市民後見人を活用したいという相談は地域包括支援センター等からある。今年度もここまで4~5件いただいているが、資産状況等の理由で要件に合わない方が多いので士業の先生を案内しているのが現状である。

(安永会長)

何かしらの問題があって結局専門士業に繋がってしまうこと自体は仕方ないと思う。問題が解決した後でこの件はもう大丈夫とか、経済的にも厳しいから、という理由で市民後見人を活用するのは専門士業としても良い選択肢だと思う。

2 相模原市親族後見人等サポート事業案について

事務局（高齢・障害者福祉課）から資料2に基づき説明を行った。

(池田委員)

やりたいことは何となくわかるが具体的にどこを目指しているのか。

(安永会長)

こういった事業案が挙がるきっかけとして、親族後見人等がこのような困りごとを抱えているとか、社会福祉協議会にこういった相談が寄せられているなどはあるか。

(事務局 成年後見・あんしんセンター)

市社会福祉協議会が運営するさがみはら後見・あんしんセンターでは中核機関として親族後見人等への包括的なサポートは現状でも行っているところである。周知活動として家庭裁判所への申立書類の中にも案内チラシを入れてもらっているが、それでも我々の業務が周囲から見えにくいのが課題だった。あんしんセンターができることを親族後見人等やこれから親族後見人等になる方々にアプローチしてより相談しやすい状況を作るために今回の案が出ていると認識している。

(渋谷副会長)

親族後見人等の方からのニーズはあると思う。最近裁判所への提出書類の書式が変わったときにある親族後見人の方から私に相談があった。一般の方がそういったことを裁判所や専門士業には気軽に聞けないと思う。些細なことでも聞いていいという場所があるのは有意義だと思う。

(池田委員)

この事業案における成年後見・あんしんセンターの役割は、後見人等になることを希望した親族が専門職相談を受け、実際に裁判所に申立てて就任した後に実務の中で発生してくる不安や問題をサポート・相談を受ける窓口という認識でよいか。

(事務局 成年後見・あんしんセンター)

そのとおりで今までは広く対応していたが、今後は親族後見人等のニーズをより深掘りして、気軽に相談できる体制を作っていく。

(安永会長)

わからないことを聞けるという必要があるのはわかるが、サポート事業名簿を作ったまでやる必要があるのかと思う。親族後見人等と後見人の対立や、裁判所との見解の相違など時に起こり得る紛争に巻き込まれてしまい社会福祉協議会の負担が増えてしまうのではという危惧がある。中核機関として紛争に立ち入り過ぎず、何か起こった時には上手く専門士業を頼ってほしいと思う。

(事務局 成年後見・あんしんセンター)

相談者の中には匿名相談にもかかわらず、継続の相談なのに前の記録が残っていないのか、といったご意見をいただくこともあるのでこういった案が挙がった。ご意見を参考にして今後市と調整していく。

(玉手委員)

市内にこの事業の利用対象となる方はどれくらいいると想定しているか。

(事務局 高齢・障害者福祉課)

数までは把握していないが、担い手の確保が地域福祉計画の中に位置付けられていて、親族後見人等もそのひとつとして広めていきたい。そのサポート体制をつくることで現在後見人でない人にも親族後見人等になってもらいたいということでこの事業をやっていきたいと思っている。

(安永会長)

親族後見人等を広めていく、育成の一環として考えていくのであれば、途中のサポートも大事だが、最初に後見人となるまでの段階が勝負だと思う。申立ての段階で「自分になってもいいな」と思ってもらうためには、実際になった場合にどういったことをしなければならぬのか、その見通しがわかって不安を取り除けるようフォローしていくことも考えた方がよいと感じる。

3 その他

(玉手委員)

第1回の協議会で話題に挙がったガイドブック・ハンドブックは完成したということではどうか。

(事務局 高齢・障害者福祉課)

完成している。

(安永会長)

弁護士会でも周知したら好評だった。報酬助成のことなど市によって基準が異なることがあるのでそれがわかってよかった。

オブザーバーとして参加されている横浜家庭裁判所、塩塚書記官からも何か一言いただければ。

(横浜家庭裁判所 塩塚書記官)

裁判所としては市民後見人が候補者として挙げてきた場合、その人が後見人の業務をきちんと果たすことができるのかを気にしている。渋谷副会長から横須賀市が市民後見人を積極的に活用しているとの話が挙がったが、横須賀市の社会福祉協議会は市民後見人を手厚くバックアップしていると聞いている。横須賀地区の裁判所には市民後見人からの相談がなく、社会福祉協議会がそれら相談を全て担っているという。重い業務である被後見人等の死後事務までもサポートしている。そういった環境であれば裁判所としても市民後見人を安心して選任できる。複数受任・リレー受任についても社会福祉協議会がお膳立てして専門士業から市民後見人へバトンタッチするタイミングが明確となっていて、専門士業の方々もここまでが自分の仕事だと見通しも立てやすいと思う。裁判所もその情報を共有して選任しやすいと。これらができている自治体は県内でも少ないが、相模原市でも同じようなレベルでできるようになれば裁判所としては嬉しく思う。

(安永会長)

実際に選任する裁判所の方からお話ただけて貴重な機会であった。専門士業と社会福祉協議会で密に連携して、市民後見人に繋いでいくことが至上命題だと思う。

以 上

第3回相模原市権利擁護支援のための
地域連携ネットワーク協議会 委員出欠席名簿

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	安永 佳代	神奈川県弁護士会	会長	出席
2	渋谷 健太郎	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部	副会長	出席
3	池田 健博	公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部		出席
4	原田 和史	東京地方税理士会相模原支部		出席
5	小野澤 和美	公益社団法人神奈川県社会福祉士会		出席
6	玉手 邦明	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 基幹相談支援センター		出席
7	加瀬 剛広	社会福祉法人さがみ愛育会 大野北第2地域包括支援センター		出席